



月刊 こう食品法令 【2023年 9月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 指定成分等含有食品の留意事項の改正について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第5講 追補
: 遺伝子組換えの表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 指定成分等含有食品について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について
 2023年8月23日に改正され、情報提供票の届出が、原則エクセル形式を用いるとされています。
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課長 通知
 令和5年8月23日 薬生食基発0823第3号)

■ 食品衛生法第8条に基づき、厚生労働省告示119号に定める指定成分等(令和2年6月1日施行)で指定成分等は・コレウス・フォルスコリー・ドオウレン・プエラリア・ミリフィカ・ブラックコホシュの4成分です。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 指定成分等含有食品を取り扱う業者 1～2 (略) 3 届出の項目 業者は、2に示す健康被害情報を得たときは、別紙様式「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」(以下「情報提供票」という。)に情報提供者より聴取できた事項を記載し、都道府県知事等に届出を行うこと。 <u>情報を記載する適切な箇所が無い場合は、備考欄に記載すること。当該業者が表示責任者でない場合は、表示責任者を通じて届出を行うことができる。</u> なお、 <u>原則として、情報提供票の届出に際しては、別紙様式のエクセル形式を用い、また、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出ても差し支えない。</u> 4～5 (略)	第1 指定成分等含有食品を取り扱う業者 1～2 (略) 3 届出の項目 業者は、2に示す健康被害情報を得たときは、別紙様式「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」(以下「情報提供票」という。)に情報提供者より聴取できた事項を記載し、都道府県知事等に届出を行うこと。当該業者が表示責任者でない場合は、表示責任者を通じて届出を行うことができる。 なお、 <u>情報提供票と同等又は同等以上の内容を網羅している資料であれば、必ずしも情報提供票の使用を求めものではなく、情報提供票を用いる場合においても、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出ても差し支えない。</u> 4～5 (略)

指定成分等含有食品を取り扱う業者、又は表示責任者は指定成分等含有食品による健康被害の情報や研究報告に関し、都道府県知事等に届け出る義務があります。

厚生労働省HPの情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

《第1編 加工食品》

第5講 遺伝子組換えの表示について 【追補】

■遺伝子とは

遺伝子組換え技術とは、DNA（デオキシリボ核酸）を細胞から取り出し、遺伝子の構成や並び方を変え、元の生物や別の種類の生物の細胞に入れて働かせる技術です。例えば、除草剤成分を分解する細菌などから、その性質を発現する遺伝子を植物に組み込むことで、除草剤に強い作物を作り出すことができます。

遺伝子は細胞の核の中にあり、その本体は「DNA（デオキシリボ核酸）」です。DNAは、A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）、C（シトシン）の4種類の「塩基」とよばれる物質がたくさんつながった鎖のような形をしています。この塩基の並び方は生体を作るアミノ酸の設計図になっています。例えば、G-T-C という並び方は、「グルタミン」というアミノ酸を意味します。このように、塩基3個の並び方が、1つのアミノ酸に対応しています。この塩基が示すとおりアミノ酸をつなげていくと、タンパク質ができます。

■最新の状況

安全性審査の手続を経た2023年7月現在、日本で食品として安全性が確認され使用が認められているGM作物は、9種類333品種あり、このうち、大豆は29品種、とうもろこしは210品種、じゃがいも12品種、なたね24品種、綿実48品種、アルファルファ5品種、てん菜3品種、パパイヤ1品種、カラシナ1品種です。添加物は80品目です。セイヨウナタネの近縁種であるカラシナは2022年3月に追加されました。特徴は除草剤耐性・稔性回復性です。

また、なたねの特徴は除草剤耐性、雄性不稔性、稔性回復性、DHA産生、EPA産生があります。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

令和2年6月1日から施行された改正食品衛生法では、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）を含有する食品が、「指定成分等含有食品」と定められました。

食品衛生法第8条第1項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として、次のものが指定されています。

- 1 コレウス・フォルスコリー
- 2 ドオウレン
- 3 プエラリア・ミリフィカ
- 4 ブラックコホシュ

指定成分等	宣伝されている効果	主な健康被害
コレウス・フォルスコリー	ダイエット	下痢
ドオウレン	痛みにきく、解毒	海外で、肝機能障害
プエラリア・ミリフィカ	肌にはり、バストアップ	月経不順、不正出血
ブラックコホシュ	更年期障害の軽減	肝障害

東京都、厚生労働省HPから作成

※ 続きはP a g e 3 - 2（会員）で記載しています。

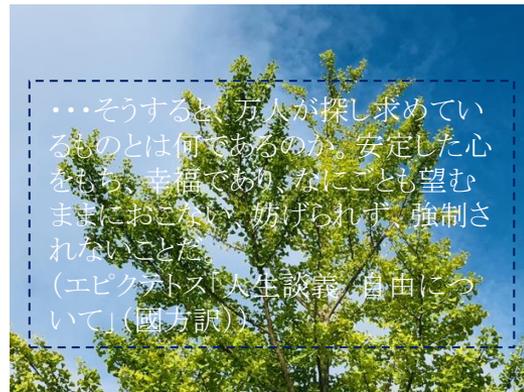
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 9月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。